

法改正等に伴う対応について

☞ 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部 局	事 案 名	概 要	議 会 対 応
総務部	中央区特別区税条例の一部改正について	<p>▶内容 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）の公布に伴い、特別区民税及び特別区たばこ税について法令に沿った所要の改正を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定親族特別控除の創設 2. <u>加熱式たばこの課税標準の見直し</u> <p>▶改正を要する条例 ・ 中央区特別区税条例（昭和39年10月中央区条例第50号）</p> <p>▶施行予定日 1. 令和8年1月1日 2. 令和8年4月1日</p>	委員会報告 ・企画総務
総務部	災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に係る補償基礎額等の改定について	<p>▶内容 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和7年政令第37号)及び同政令第6条の2第1項の規定に基づく「総務大臣が定める金額」を改正する総務省告示(令和7年総務省告示第114号)の施行に伴い、損害補償に係る補償基礎額及び介護補償額等を改定する。</p> <p>▶改正を要する条例 ・ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月中央区条例第15号）</p> <p>▶施行予定日 公布の日</p> <p>▶適用年月日 令和7年4月1日（第6条第3項第1号の扶養に係る補償基礎額の加算額の改正規定を除く。）</p>	委員会報告 ・企画総務 ・特別

法改正等に伴う対応について

部 局	事 案 名	概 要	議 会 対 応
福祉保健部 都市整備部	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関連条例の規定整備について	<p>▶内容 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が令和7年10月1日付けで施行されることにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が一部改正されることに伴い、これを引用する条項に項ずれが生じるため、規定の整備を行う。</p> <p>▶改正を要する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央区事務手数料条例（昭和33年3月中央区条例第8号） ・ 中央区立知的障害者生活支援施設条例（平成16年3月中央区条例第5号） ・ 中央区立知的障害者グループホーム条例（平成4年3月中央区条例第7号） ・ 中央区立福祉センター条例（昭和57年10月中央区条例第33号） ・ 中央区まちづくり基本条例（平成22年3月中央区条例第16号） <p>▶施行予定日 令和7年10月1日</p>	<p>委員会報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健 ・環境建設

【プレス発表】 なし 【議会対応】 議会対応欄のとおり